

第9章 事務管理・企画等の変遷

第1節 事務の機械化

1 概要

国税不服審判所では、事務の合理化・能率化について、発足以来各種の施策を講じてきたが、特に事務の機械化の面では、昭和50年以降、マイクロリーダ、カードセレクト、ワードプロセッサ（以下「ワープロ」という。）、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）等の事務機器を逐次導入し、事務の合理化を進めてきた。

2 具体的な合理化の内容

(1) マイクロリーダ及びカードセレクトの導入

イ 争点別カードによる裁決例の検索

審査請求事件の調査・審理は、各支部で行うため、発足当初から、国税不服審判所全体としてどのように法令の解釈、適用を統一するかが重要な課題の一つであった。そこで、昭和50年度にカードセレクト及びマイクロリーダを導入し、裁決書をマイクロフィルムにより保存する一方、その裁決書の争点の要旨を記載した争点別カードを作成した。

その結果、新たに発生した審査請求事件の審理に当たっては、その事件の争点に該当する争点別カードをカードセレクトで抽出し、類似裁決例を効率的に検索できるようになった。

しかし、裁決例の抽出に争点別カードが必ずしも十分に活用されず、また、実施上の難点もあったため、昭和54年4月に争点別カードの作成を一時中断することとし、昭和57年4月には廃止した。

ロ 処理カードによる事件管理、統計資料の作成

審査請求事件の処理状況を把握し、審査事務の効率的な運営を図るため、昭和57年4月に処理カードによる審査請求事件の管理事務及び統計事務を開始した。

これは、事務管理上必要な事項を処理カードに記載し、管理資料等の作成に当たっては、処理カードをカードセレクトで分類して必要なデータを得るもので、効率的な事務運営に大きな役割を果たしたが、事務管理をより効率化し、精度の高い管理資料の作成についてワープロ及びパソコンの導入と併せて検討した結果、昭和59年6月に処理カードを廃止することとした。

(2) ワープロの導入

裁決書の作成に当たっては、事実認定と法令適用の根拠を簡潔かつ明瞭に記載し、論理が明快で説得力のあるものとなるよう努めている。そのため、議決書及び裁決書の最終文案ができるまでには何度も見直しや加除訂正が行われることから、従来から、この事務を簡素合理化し、審査請求事件の早期処理を図る有効な施策の導入が望まれていた。そこで、昭和57年11月及び昭和60年11月にワープロによる裁決書の作成について検討が行われ、その結果、ワープロを導入して事務の効率化を図ることとした。

昭和58年3月に、名古屋支部に試験的に導入した後、昭和60年度から逐次整備を図り、昭和61年度からは本格的なワープロの整備が行われた。

ワープロによる主な業務としては、裁決書作成事務の効率化を図るため、議決書、裁決書、各種管理資料及び統計資料の作成に活用するとともに、審査事務提要所定の様式等について、本部で一括印刷した紙の様式等を送付する方法から、昭和62年7月以降、各支部のワープロからプリントアウトして使用する方法に改めた結果、本部及び支部における用紙管理の省力化と保管スペースの大幅な縮減が図られた。

(3) ファクシミリ通信システムの導入

迅速かつ正確な情報伝達を行う手段として、昭和60年7月、横浜支所で試験的にファクシミリ通信システムを導入した。以来その拡大を図り、昭和63年6月には本部をはじめ全支部に、更に平成元年6月には全支所にファクシミリ送受信装置を設置した。

(4) パソコンの導入

昭和50年代には、厳しい行財政事情の下での定員の増加が容易でない中において、審査請求事件の発生件数が大幅に増加する一方、迅速な事件処理の要請もあり、より一層の事務の合理化が求められた。

そこで、昭和58年に管理事務の合理化・効率化についての検討の結果、事件の進行管理や計数管理を機械化して管理事務の精度を向上させるとともに事務量の削減を図るため、パソコンを段階的に導入することとし、平成9年度に本部及び全支部にデスクトップ型パソコンを配備し、以降、更なる事務の効率化を図るため、ノート型パソコンを逐次配備し、平成14年には、審判所WANシステムの導入に伴い、全職員に配備した。

また、パソコンの導入に併せて、事件の的確な進行管理と計数管理を目的とする「処理状況等管理システム」の開発に着手し、昭和61年度に本部及び特定の支部において運用を開始、平成9年度にはデータベースソフトを活用して操作性の向上、機能の拡張を図った新たな「処理状況等管理システム」を開発し、平成10年度には全国的な本格運用を開始した。これにより、本部・支部における事件の進行管理や各種管理資料の作成などの事務の大幅な効率化が図られた。

なお、パソコンの導入は、管理事務の効率化のみならず、審理事務、人事・給与等の官房事務等においても効果的に利用され、国税不服審判所の事務全般において合理化・効率化が図られることとなった。

(5) 審判所WANシステムの導入

平成9年12月20日に閣議決定された「行政情報化推進基本計画の改訂について」において「国民サービスの飛躍的な向上と行政運営の質的向上を図る」ことを目的とし、政府全体として、「21世紀初頭に高度情報化された「電子政府」の実現を目指す」ことが掲げられ、併せて「財務省行政情報化推進計画の改定」の目標の一つとして内部コミュニケーションの円滑化、情報の共有化による政策決定の迅速化・高度化が掲げられた。このような状況の下、国税不服審判所では、情報の共有化により本部・支部間の連絡体制の強化を図り、ネットワークシステムを活用したペーパーレス化などを推進して、管理事務・審査事務を通じた各種事務処理の効率化・合理化を図るために、平成14年3月に審判所WANシステムを導入した。その結果、全職員にクライアントパソコン、本部・全支部支所にサーバが配備され、各種事務処理の効率化・合理化に寄与している。また、平成14年5月から全職員が閲覧できる「審判所ポータルサイト」を運用しており、裁決要旨検索システム等のシステムや各種情報を掲載している。

(6) 法律情報データベースの導入

審査請求事件の審理を充実し、適正・妥当な裁決を迅速に行うためには、事案の内容に関係する法令、判例のほか、幅広い分野の文献等を参照する必要がある、これらを収集し、整備しておくことが要請されている。

このため、平成元年5月、民間の「法律情報データベース」の端末機を本部に試験的に導入し、その効果を確認したところ、審査事務上効果的であるとの結論が得られたので、同年7月以降逐次各支部へ拡大した。

現在では、本部、支部及び支所において、パソコンを活用して、「租税関係法規等データベース」や「判例データベース」、「法律雑誌検索システム」などを使用することにより、審理の充実並びに事務の効率化を図っている。

(7) 電子申告システムの導入

国税庁では、電子政府構築計画の一環として、国税の申告、申請・届出等の手続をインターネットで行うことができる「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を平成16年2月から運用している。

国税不服審判所に対する申請等は、審査請求書の提出や代理人の権限に関する書面の提出など19の手続において平成16年9月からe-Taxを利用することができることとなっている。

(8) 審判所システムの統合

平成25年6月14日に策定された「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）において、政府情報システムの改革が強く求められており、重複する情報システムやネットワークの統廃合を進めるとともに政府共通プラットフォームへの移行を加速させるために「政府情報システム改革に関するロードマップ」（平成25年12月26日各府省CIO連絡会議）が策定された。

また、ネットワークの統廃合については、「一府省一LANを原則とし、官房等が運営する当該府省を代表するLANに統合し、現存システムを廃止」とされたことを踏まえ、財務省の方向性として「財務省ネットワークシステム改革検討方針」（財務省文書課業務企画室）が提示され、国税不服審判所は平成29年1月に国税庁LANと統合を行った。

(9) Web会議システムの導入

国税不服審判所本部支部間、支部間又は支部支所間で実施する会議、合議、研修及び事務打合せ会等について、音声及び映像を送受信する方法により実施し、事務の効率化・高度化を図るために、令和元年8月にWeb会議システムを導入した。

第2節 広報等

1 概要

租税の問題は、国民生活に深くかつ幅広い面に関わっているが、専門的で複雑な面があるため、十分な理解を得られていない点もある。また、税務署長等が行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある場合の解決手段である不服申立制度の存在は意外と知られておらず、したがって、国税不服審判所が担う役割を果たすためには、その存在が広く認識されるとともに、不服申立制度についても理解してもらうことが必要である。

そこで、国税不服審判所では、その存在そのものを広くPRすることに重点を置きながら、不服申立てをしようとする人には、次の点を分かりやすく広報することに努めている。

- ① 審査請求がどのような場合にできるのかといった手続的事項
- ② 裁判のような費用もかからず、簡単な手続でできること
- ③ 納税者の不服の内容を十分聴いた上で、処分に誤りがあれば正しく迅速に直してもらえること
- ④ 審査請求をしたことにより不利な取扱いを受けることはないこと

また、現行の不服申立制度は、平成26年6月に改正され、平成28年4月から施行されたものであるため、制度改正の内容や審査請求に当たり必要な情報等について、懇切・丁寧な広報活動に取り組み、制度の円滑な運用と一層の定着に努めることとしている。

2 具体的広報活動

国税不服審判所は、各種広報媒体を通じ、以下のとおりの広報活動を実施してきたところである。

(1) ポスターの配付

昭和45年の発足当初は、国税庁が作成したポスターにより、また発足後は、9回にわたりポスターを作成し、各支部を通じ税務署、税務相談室、市町村役場その他公共施設等に掲示した。

発足当時のポスターは、「審判所の発足」と「審判所は税務署・国税局から独立した機関である」ことをうたったものであった。

ポスターの図柄は発行の都度、一新されているが、「納税者の権利救済機関」であるという姿勢は一貫してアピールしている。平成12年5月に作成したものについては、ホームページのアドレスをメインに掲載することで、国税不服審判所の存在をPRするよう努めた。また、平成22年には、国税審判官への外部登用を拡大することとしたことを受けて、特定任期付職員の採用募集のポスターを作成し、より多くの民間専門家から応募してもらえるよう努めた。

(2) パンフレット等の発行

国税不服審判所の概要や特色、国税に関する不服申立制度の概要や手続を分かりやすく記載したパンフレット（チラシやリーフレットを含む。）を作成し、納税者が自由に持ち帰って読めるよう各支部、税務署等の窓口 zu 置くなどして、国税不服審判所への理解が深まるよう努めている。

パンフレットについては、昭和53年9月に作成して以降、随時改訂を行っているが、特に、創設30周年を迎えた平成12年7月と創設40年目の平成21年7月には、大幅な改訂を行った。

また、平成27年6月には、平成26年6月に成立した改正国税通則法の内容を周知するため、改正のポイントと改正前の制度、改正後の制度の両方を記載したパンフレットを作成し、平成28年1月にはデザインを一新した。

(3) テレビ、ラジオを通じての広報

国税庁では、テレビやラジオを通じて国税に関する広報を行っており、これらの番組の中で随時国税の不服申立制度や国税不服審判所についても取り上げられている。

なお、発足当初の昭和45年に、フジテレビの「奥様の取材メモ」に八田初代所長が出演して以降、番組は異なるものの歴代の所長や東京支部所長等が出演し、国税の不服申立制度の概要や審査請求の手続について説明したほか、国税不服審判所の特色などを紹介した。

(4) 新聞、雑誌等を通じての広報

新聞、雑誌等を通じての広報については、毎年、国税不服審判所主催の記者説明を実施するほか、各支部においても適宜の方法で実施している。

記者発表では、国税庁が再調査の請求及び訴訟の状況を説明する日と同日に審査請求事件の発生及び処理の状況を説明しており、また、後述の公表裁決事例の国税不服審判所ホームページへの掲載について、いくつかの裁決事例の紹介を交えて説明を行い、権利救済機関としての国税不服審判所の存在、組織の役割等の広報に努めている。

(5) インターネットを通じた広報

インターネットの一般社会への普及を契機に、様々な情報をリアルタイムに提供する手段として不服申立制度や審査請求の手続などの情報を、より広範に、効果的に広報することを目的として、平成11年10月1日に「国税不服審判所ホームページ」を開設した。

平成14年4月には、公表裁決事例の全文や、裁決書の開示請求を行おうとする者の利便性に資するために裁決要旨の検索機能を追加し、平成21年4月には、操作性・検索性の向上のためにサイト内の検索機能を追加し、文字の拡大・読み上げができる「アクセシビリティサポートソフト」を導入した。

平成21年12月には、不服申立制度とその手続に対する理解が深まるよう、国税庁と合同で製作した動画「納税者の権利救済～税務署の処分に不服があるときは～」を国税庁インターネット番組（Web TAX-TV）で配信した。

また、特定任期付職員に関する情報提供を行うため、平成23年11月には、国税審判官の職務内容や国税不服審判所の職場環境などについて現職の特定任期付職員からのメッセージを掲載することとし、平成26年11月には、特定任期付職員の採用募集に関する情報と上記のメッセージを掲載した、「採用情報」という項目を設けた。更に、平成30年3月には、国税不服審判所を身近に感じてもらえるよう、現職の特定任期付職員のコラムを定期的に掲載することとした。

〔ホームページの主な掲載項目〕

- 国税不服審判所の概要等
- 不服申立制度等
- 公表裁決事例等の紹介
- 裁決要旨検索システム
- 採用情報

〔ホームページのURL〕

<https://www.kfs.go.jp>

ホーム

国税不服審判所の概要等

不服申立制度等

公表裁決事例等の紹介

その他の情報

お知らせ

国税不服審判所は、
納税者の正当な権利を守る機関です。

国税の処分に不服があるときは、国税不服審判所へ

審査請求をされる方はこちら

トピックス

- 令和2年3月26日 [令和元年7月から令和元年9月までの裁決事例の追加等](#)
- 令和2年3月23日 [国税不服審判所ホームページの常時暗号化について（実施日変更）](#)
- 令和2年1月24日 [「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の第19回掲載（令和2年1月）](#)
- 令和元年12月18日 [平成30年9月及び平成31年4月から令和元年6月までの裁決事例の追加等](#)
- 令和元年11月25日 [「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の第18回掲載（令和元年11月）](#)
- 令和元年11月1日 [「平成30事務年度国税庁実績評価書（抜粋）」の掲載について](#)
- 令和元年11月1日 [令和元年台風第19号の発生に伴う岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における国税に関する審査請求の期限の延長措置について](#)
- 令和元年9月26日 [平成31年1月から3月までの裁決事例の追加等](#)
- 令和元年9月25日 [「国税審判官（特定任期付職員）のコラム」の第17回掲載（令和元年9月）](#)
- 令和元年9月6日 [パンフレット等の最新版の掲載について](#)

国税不服審判所の概要等

[審判所の概要](#)

[審査請求の状況](#)

[実績の評価](#)

[パンフレット等](#)

不服申立制度等

[不服申立手続等](#)

[提出書類一覧](#)

[提出先一覧](#)

[Q & Aコーナー](#)

公表裁決事例等

[公表裁決事例集等の紹介](#)

[公表裁決事例](#)

[公表裁決事例要旨](#)

[裁決要旨の検索](#)

その他の情報

[調達情報](#)

[情報公開](#)

[個人情報保護](#)

お知らせ

採用情報

国税審判官
（特定任期付職員）
に関する情報

国税審判官
（特定任期付職員）
のコラム

(6) 説明会などを通じた広報

弁護士、税理士及び公認会計士は、審査請求について代理人として関与する機会があり、また、特定任期付職員の応募資格にも該当する。このため、国税不服審判所では、弁護士、税理士及び公認会計士が所属している各団体（弁護士会、税理士会及び公認会計士協会）などに対する説明会を実施し、また、原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。）となる国税局や税務署などの職員に対する研修などを積極的に行い、国税不服審判所の存在そのもののPR、特定任期付職員の業務内容や募集内容の周知、不服申立制度の周知などを行っている。

特に、平成26年6月に改正国税通則法が成立して以降、改正された不服申立制度の内容の周知のため、

これまで以上に説明会の開催に注力することとしており、上記の説明会の拡充のほか、士業団体幹部との対談、法科大学院での講演、税務大学校での特別セミナーなども実施した。

(7) 閲覧窓口

昭和55年5月27日付閣議了解「情報提供に関する改善措置等について」を受けて、国税庁では、昭和55年10月1日から国税庁本庁における公文書等の閲覧サービスを行っている。

国税不服審判所においては、昭和56年10月1日、本部のほか各支部に閲覧窓口を設置して、閲覧サービスを行っており、閲覧窓口には、閲覧目録を備え付けて閲覧を希望する者の利用の便に供している。

(8) 裁決事例の公表

国税不服審判所の裁決の公表については、国税通則法（昭和37年法律第66号）上に明文の規定はなく、行政不服審査の性格上原則として公開すべきものではないが、国税不服審判所が行政部内における最終的な納税者の権利救済機関であることから、その裁決結果については、税務部内はもとより、一般納税者、関係行政機関、学界等で広く関心が持たれており、また、裁決を公表することは、信頼される税務行政を実現するための一助となる。

そこで、昭和46年5月には、発足以来の裁決のうち、重要なもの、先例となると認められるもの等を選定の上、固有名詞を匿名として編集した「裁決事例集」を刷成し公表した。この「裁決事例集」は、平成21年分（裁決事例集No. 78）までの間、年2回刷成していたが、平成22年分以降は刷成に代えて、四半期に一度、国税不服審判所ホームページへの公表を行っている。

令和2年3月末現在、国税不服審判所ホームページでは、平成4年分（裁決事例集No. 43）から令和元年9月分（裁決事例集No. 116）までの裁決を公表しており、その登載数は1,801事例に上る。

その他、掲載した事例の要旨のみを整理した「裁決事例要旨集」については、裁決事例集第1号から第15号までに掲載したものを昭和54年3月に発行し、以後その改訂版を昭和59年11月、平成2年3月及び平成7年11月に発行して参考に供していたが、現在は、平成8年7月1日以降に出された裁決に係る「裁決要旨」等を検索・閲覧することができる、『裁決要旨検索システム』を国税不服審判所ホームページで提供している。

第3節 情報公開・個人情報保護の状況

1 情報公開

(1) 概要

平成13年4月1日、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、この節において「情報公開法」という。）が施行された。

情報公開法では、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないとされている。

国税不服審判所では、情報公開法施行時より本部及び支部（支所を除く。）に情報公開窓口を設け、情報公開法に基づく開示請求に対応している。

なお、国税不服審判所が行った情報公開法に基づく開示請求に対する開示決定等に不服がある場合には、国税庁長官に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる（審査請求を経ずに行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能。）。

(2) 開示請求の受付状況

情報公開法施行後の国税不服審判所に対する開示請求件数は、表9－1「開示請求件数の推移」のとおりである。

情報公開法施行当初、国税庁全体の開示請求件数に占める国税不服審判所の割合は低く、施行直後の平成13年度の開示請求件数は836件と国税庁全体の約4％程度であった。

しかし、平成17年4月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、この節において「行政機関個人情報保護法」という。）が施行され、また、平成18年4月以降は所得税法等の規定に基づく公示制度が廃止されたことに伴い、それまで国税庁における開示請求件数の大部分を占めていた公示関係書類の開示請求が減少した。そのため、国税庁全体としての開示請求件数は平成18年度以降3,000件前後で推移しているが、国税不服審判所の開示請求件数は大きく減少することはなかったため、平成18年度以降国税庁全体の20％前後を占めている。

表 9－1 開示請求件数の推移

年度	全省庁	内 内閣府	
		内 国税庁	内 審判所
	件	件	件
13	48,636	19,296	836
14	59,887	32,278	427
15	73,348	39,740	788
16	87,123	50,872	2,894
17	78,639	39,530	464
18	49,930	2,942	718
19	61,089	3,156	537
20	76,870	3,601	586
21	72,390	3,007	575
22	86,034	3,813	1,274
23	96,677	3,265	762
24	100,286	3,523	710
25	103,457	3,612	690
26	104,939	3,635	660
27	111,415	3,790	782
28	126,502	3,748	924
29	141,159	3,931	916
30	152,641	3,940	1,291

(3) 開示請求の処理状況

情報公開法施行後の国税不服審判所における開示決定等の件数及びその内訳は、表 9－2「開示決定等の件数及びその内訳」のとおりである。

国税不服審判所に開示請求される対象行政文書のほとんどは裁決書であり、裁決書には特定の個人や法人に係る情報が多く記載されていることから、部分開示と判断されるケースが必然的に多くなっている。

表 9－2 開示決定等の件数及びその内訳

年度	開示決定等件数						
		全部 開示	割合	部分 開示	割合	不開示	割合
	件	件	%	件	%	件	%
13	800	18	2.3	778	97.3	4	0.5
14	458	22	4.8	380	83.0	56	12.2
15	780	13	1.7	757	97.1	10	1.3
16	1,020	37	3.6	972	95.3	11	1.1
17	1,329	5	0.4	1,316	99.0	8	0.6
18	650	2	0.3	645	99.2	3	0.5
19	600	4	0.7	596	99.3	0	－
20	570	4	0.7	560	98.2	6	1.1
21	577	1	0.2	566	98.1	10	1.7
22	1,240	11	0.9	1,227	99.0	2	0.2
23	743	30	4.0	712	95.8	1	0.1
24	738	21	2.8	717	97.2	0	－
25	687	14	2.0	672	97.8	1	0.1
26	666	7	1.1	655	98.3	4	0.6
27	770	11	1.4	759	98.6	0	－
28	850	21	2.5	823	96.8	6	0.7
29	896	13	1.5	880	98.2	3	0.3
30	1,319	10	0.8	1,304	98.9	5	0.4

2 個人情報保護

(1) 概要

平成17年4月1日、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、行政機関個人情報保護法が施行された。

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税不服審判所としても、行政機関個人情報保護法の制定趣旨を踏まえ、審査請求人等に関する個人情報の適切な取扱いを徹底するために、職員研修や個人情報の管理状況についての監査・点検を実施するなどの対応をしている。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確認するため、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求者以外の個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないとされている。

国税不服審判所では、行政機関個人情報保護法施行時より本部及び支部（支所を除く。）に個人情報保護窓口を設け、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等に対応している。

なお、国税不服審判所が行った行政機関個人情報保護法に基づく開示請求に対する開示決定等に不服がある場合には、情報公開法と同様に、国税庁長官に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる（審査請求を経ずに行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能。）。

(2) 開示請求の受付状況

行政機関個人情報保護法施行後の国税不服審判所に対する開示請求件数は、表 9－3「開示請求件数

の推移」のとおりであり、施行当初より開示請求件数は10件前後と少ないものとなっている。

表 9－3 開示請求件数の推移

年度	開示請求件数		
	全省庁	内 国税庁	内 審判所
	件	件	件
17	64,618	60,571	9
18	74,817	70,192	0
19	74,756	68,195	1
20	72,268	64,041	7
21	74,328	63,827	6
22	70,751	60,534	21
23	76,154	64,542	9
24	109,210	66,207	18
25	116,253	63,109	5
26	96,271	59,106	7
27	94,320	56,914	3
28	94,549	58,464	9
29	97,344	56,541	7
30	98,946	56,540	2

(3) 開示請求の処理状況

行政機関個人情報保護法施行後の国税不服審判所における開示決定等の件数及びその内訳は、表 9－4「開示決定等の件数及びその内訳」のとおりである。一般的に開示を請求する保有個人情報記録されている行政文書は、審査請求人本人が提出した主張書面や陳述内容を記録した書類などが多いため、全部開示の件数に係る割合が高くなっている。

表 9－4 開示決定等の件数及びその内訳

年度	開示決定等件数						
		全部 開示	割合	部分 開示	割合	不開示	割合
	件	件	%	件	%	件	%
17	9	4	44.4	2	22.2	3	33.3
18	0	0	－	0	－	0	－
19	1	1	100.0	0	－	0	－
20	7	1	14.3	0	－	6	85.7
21	5	4	80.0	0	－	1	20.0
22	20	12	60.0	3	15.0	5	25.0
23	12	4	33.3	5	41.7	3	25.0
24	22	7	31.8	9	40.9	6	27.3
25	5	5	100.0	0	－	0	－
26	6	6	100.0	0	－	0	－
27	4	2	50.0	2	50.0	0	－
28	9	6	66.7	2	22.2	1	11.1
29	8	6	75.0	1	12.5	1	12.5
30	2	2	100.0	0	－	0	－

第4節 職員の研修

1 概要

国税不服審判所の審査において、調査・審理を担当し、審査事務の中核となる国税審判官、国税副審判官及び国税審査官については、租税に関する法令及び実務に豊かな知識と経験のある者を選抜して任用しているところであるが、権利救済機関の一員として、適正な調査・審理事務を遂行する職責の重大さに鑑み、より一層の資質の向上を図るため、国税不服審判所発足当初から研修には力を入れてきている。

研修に当たっては、不服審査に関する専門的知識及び技能を身に付けさせることはもちろんのこと、不服申立事務に携わる職員としての自覚と使命感の醸成にも配慮し、深い素養の下に審査請求人の主張に十分耳を傾け、信頼の得られる職員を育成することを基本的理念としている。

職員の資質の向上には、職員各自による平素の自己啓発及び相互研さんが大切であるが、それへのステップの一段階として、国税不服審判所に配属された新任職員の全員に対しては、毎年度、本部及び各支部において短期間の集合研修を行っているほか、実務経験を積んだ職員に対しては、事例研究による研修を実施している。

また、研修内容の充実を図るため絶えず見直しを行っている。

2 研修の実施状況

(1) 審判実務研修

新任職員全員を対象に税務大学校本校の短期研修の一環として実施しているもので、その目的、カリキュラム、講師等は次のとおりである。

なお、平成4事務年度までは審判官研修と審査官研修に分けて行っていたが、平成5事務年度からは審判実務研修として原則として合同で行っている。

また、管理課職員については、審査請求制度等基本的事項について調査・審理担当職員と合同で研修を実施するとともに、管理課実務についても研修を行っている。

イ 昭和45年度～平成4年度

(イ) 審判官研修

国税不服審判所の設立の趣旨とその役割の重要性を認識させ、その自覚を促すとともに、審査事務遂行に必要な知識及び技能を習得させることを目的とし、毎年7月から8月にかけて、1週間ほどの日程で行っていた。

受講者は、新任の国税審判官、国税副審判官及び管理課長の全員で、毎年度ほぼ90人前後が受講していた。

カリキュラム及び講師は、その年度により若干の差異はあるが、国税通則法及び審査手続の基本的事項の解説を中心に、最近の判例の動向など関係分野の講義も含めた幅広い内容としており、外部の講師として大学教授又は司法関係者を依頼し、職員の視野を広めるよう配慮していた。

一例として、第1回の昭和45年度、昭和54年度及び平成元年度のカリキュラム、講師を示すと表9-5、9-6及び9-7のとおりである。

表 9－5 昭和45年度 審判官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
審判所運営の基本方針	2	本部所長
権利救済制度の概要	3	本部次長
当面の税制改正問題	3	大蔵省主税局総務課長
行政争訟制度	3	早稲田大学教授 新井 隆一
判例からみた税法上の諸問題の解説	6	法務省訟務部第五課長 山田 二郎
審理手続の概要	3	東京地方裁判所判事 渡部 吉隆
税法解釈の基本原則	3	内閣法制局第三部長 荒井 勇
審理事務処理上の諸問題	12	本部部長審判官及び管理課長
その他	4	
計	39	

表 9－6 昭和54年度 審判官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
次長講話	1	本部次長
国税不服審判所制度と審判所の運営	1.5	本部部長審判官
管理事務運営上の問題点	1.5	本部管理課長
国税通則法	12	} 本部国税審判官
審査事務の手引について	3	
調査・審理及び議決書起案上の留意事項	6	
判例からみた税法上の諸問題	3	法務省訟務局付検事 遠藤 きみ
裁決要旨の作成について	3	} 本部国税審判官
事例研究	3	
その他	4	
計	39	

表 9－7 平成元年度 審判官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
事例研究	7	} 本部国税審判官
調査審理上の留意事項	4	
裁決書起案上の留意事項	1.5	
国税通則法	6	} 本部国税副審判官
税務訴訟における立証責任の分配と立証の程度	3	
その他	8.5	東京地方裁判所判事 鈴木 康之
計	31	

(ロ) 審査官研修

租税の不服申立てに関する法令等の解説及び審査手続のほか、特に審査請求事件の調査・審理に関する実務に直結した必要かつ基本的事項を習得させることを目的とし、毎年8月に約2週間の日程で行っていた。

受講者は、新任の国税審査官等で、毎年度ほぼ50人前後が受講していた。

カリキュラム等は上記の審判官研修と基本的には同様であり、昭和45年度、昭和54年度及び平成元年度を例に示すと表9-8、9-9及び9-10のとおりである。

表9-8 昭和45年度 審査官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
審判所運営の基本方針	2	本部所長
権利救済制度の概要	3	本部次長
審理手続の概要	3	東京地方裁判所判事 渡部 吉隆
税法解釈の基本原則	3	内閣法制局第三部長 荒井 勇
判例からみた税法上の諸問題の解説	9	法務省訟務部第五課長 山田 二郎
改正国税通則法の解説	9	本部部長審判官
審理事務の処理手続	6	本部管理課長
各税法の解釈上の諸問題と解説	21	本部国税審判官等
その他	10	
計	66	

表9-9 平成元年度 審査官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
次長講話	1	本部次長
国税不服審判所制度と審判所の運営	1.5	本部部長審判官
管理事務運営上の問題点	1.5	本部管理課長
国税通則法	21	} 本部国税審判官
審査事務の手引について	3	
事例研究	6	
調査・審理及び議決書起案上の留意事項	6	
事実認定について	3	税務研究会顧問 桜井 四郎
判例からみた税法上の諸問題	3	法務省訟務局付検事 上田 勇夫
税務訴訟における審理手続	3	東京地方裁判所判事 佐藤 繁
民事訴訟手続における調書の意義と作成上の留意事項	6	裁判所書記官研修所教官 大谷 昇、今岡 毅
裁決要旨の作成について	3	本部国税審判官
教養講話	3	作家 小堀杏奴
その他	4	
計	66	

表 9－10 平成元年度 審査官研修教科目等一覧表

教科名	時間数	講師
所長講話	1	本部所長
事例研究	12	} 本部国税審判官 本部国税副審判官
調査審理上の留意事項	5.5	
裁決書起案上の留意事項	4	
国税通則法	7.5	
税務訴訟における立証責任の分配と立証の程度	3	東京地方裁判所判事 鈴木 康之
民事訴訟手続における調書の意義と作成上の留意事項	3	裁判所書記官研修所教官 木村愛一郎
判例からみた税法上の諸問題	3	法務省訟務局付検事 堀 嗣亜貴
教養講話	3	一橋大学教授 南 博方
その他	12	
計	54	

ロ 平成5年度～

従来、審判官研修と審査官研修に分けて行っていた研修を「審判実務研修」として、原則として合同で行うこととした。

研修の目的は、国税に関する不服申立制度と国税不服審判所の運営の概要等について理解させるとともに、国税の不服申立てに関する法令等の解説及び審査手続のほか、特に審査請求事件の調査・審理に関する実務に直結した必要かつ基本的な事項を習得させることである。

平成5年度から平成7年度までは、国税副審判官、国税審査官及び主任が8日間（内、4日間については、国税審判官も合同）、平成8年度からは、国税審判官についても国税副審判官等と同様に8日間の研修を行っていた。

その後、研修カリキュラムの質的向上等や支部研修への移行をした結果、平成22年度は7日間、平成24年度は6日間、平成30年度は5日間、令和元年度は4日間の日程で研修を行っている。

現在の研修は次のとおりA、Bの2コースに分けて実施しており、受講者はA、B併せて約140名程度である。

Aコースは、新任の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官を対象として、上記目的に即した研修を実施している。

Bコースは、新任の管理課課長補佐及び管理係長等を対象として、上記目的のうち、国税に関する不服申立制度と国税不服審判所の運営の概要等（Aコースと共通で実施）を実施している。

令和元年度の場合、Aコースは4日間、Bコースは2日間の日程で行っており、カリキュラム等を例に示すと表9－11のとおりである。

表 9－11 令和元年度審判実務研修教科目等一覧表

	教科目	時間数	講師
A・B コース 共通	(部内講話)	(1. 5)	本部所長
	所長講話	1. 5	
	(実務科目)	(12. 5)	本部管理室長 } 本部国税審判官等
	審判所の現状と課題等	1. 5	
	審査事務の概要	1. 5	
	審判所事務運営の方針	7. 0	
	審査請求の基礎知識	2. 5	
	(その他)	(0. 5)	税務大学校担当者
	オリエンテーション	0. 5	
	課題研究		
A・Bコース共通 計		14. 5	
A コース	(実務科目)	(14. 0)	本部国税審判官等 支部国税審判官等 } 本部国税審判官等
	裁決書起案の留意事項等	3. 5	
	審判所における審理の実際	3. 5	
	裁決書の概要・事例研究	4. 5	
	徴収関係審判実務	2. 5	
	(その他)	(1. 0)	
	課題研究	1. 0	
Aコース 計		29. 5	

(2) 法規・審査担当者研修

国税不服審判所支部の新任の法規・審査事務担当の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官に対し、法規・審査の担当者の役割及び事務の重要性を認識させ、法規・審査に必要な知識を習得させることを目的として開催している。

(3) 新任審判官研修

新規に採用された特定任期付職員を対象として、国税不服審判所における事務に関する基本的な知識の習得を目的として実施している。

(4) フォローアップ研修

「審判実務研修」を受講した新任の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官（上記(2)の法規・審査担当者研修の受講者を除く。）を対象とし、実際の事件に携わった後、早期に実践的な知識を習得させることを目的として実施している。

(5) 支部研修

国税不服審判所の各支部においても、職員の資質向上を目的に、随時教養講話を含めた審査実務研修、税法研修等各種の職場研修を行い、実務能力の向上に努めている。

なかでも、新任職員を対象とした研修に各支部とも力を入れており、毎年度の定期異動直後、本部研修の前に3～5日間の日程で審判所の概要、審査手続、議決書の作成等審査事務についての基礎的な知識を習得させるための研修を実施している。

なお、審査実務などに関する実践的な支部研修を実施することが困難な支部（主に中小規模の支部）においては、これを補うため、他支部が開催する研修に参加できることとしている。

第5節 提案制度

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、①税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ること、及び②職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境整備を図ること、を目的として設けられているものである。

提案の募集は、行政文書、個人情報等の管理など適正な事務の管理に関するものやコンピュータ技術を利用した事務作業の自動化、書類の様式変更などの事務の効率化に関するもののほか、納税者利便の向上や職場環境の改善などのためのものなど、幅広い範囲のものを対象としている。

職員から提出された提案は、原則、直属の管理者による第一次審査を経た後、本部において第二次審査を行い、評点が高く一定の基準を超えた提案は、国税庁へ進達される。国税庁においては、提案審査委員会で最終審査を行い、国税庁長官が表彰する優秀、佳作の入賞提案を決定している。

なお、国税不服審判所では、国税庁の入賞に至らなかった提案であっても、優れていると認められる提案については、国税不服審判所長が表彰を行っている。